

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道高坂上唐子線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字下唐子字大塚一 八三番一地先から同市大字下唐 子字大塚一一九七番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十一月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年十月二十二日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第五号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長一六一・三 メートル。</p>